

第19号議案

加東市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

加東市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市印鑑条例の一部を改正する条例

加東市印鑑条例（平成18年加東市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第19号議案 要旨

### 加東市印鑑条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑登録を行うことができるように改めること。（第2条関係）

#### 3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。ただし、満15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u> _____については、印鑑の登録を受けることができない。</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。ただし、満15歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p>